

資料②

無料開放施設のイベント等の 承認基準について

無料開放施設のイベント等の承認基準について

- 1 無料開放施設は、施設への集客を促し、賑わいを創出することで、地域の観光振興及び県民福祉の増進に寄与するための施設であることから、施設運営に支障を及ぼさない範囲において、長期間又は広範囲に渡る専用利用（以下、「専用利用」という。）を認めるものとする。
- 2 専用利用とは、次の行為とする。
 - ① イベント等の開催
 - ② 団体によるスポーツの練習及び競技の実施
 - ③ 映画やテレビ番組等の撮影
 - ④ その他、通常の公園利用以外の行為
- 3 指定管理者は、専用利用が次のとおり実施されるよう指導及び調整等を行うこととする。
 - ① 地域の観光振興又は県民福祉の増進に寄与するものであること
 - ② 丘の公園のPRに資するものであること
 - ③ 使用する期間及び区域が、目的を達成するために相応なものであること
 - ④ 有料イベントなどの収益的事業でないこと
 - ⑤ 公序良俗に反するものでないこと
 - ⑥ 暴力団の利益となるもの又は暴力団員等による利用でないことなお、イベント等により、施設の損傷、汚損又は滅失が生じた場合や日常業務にない費用負担が生じた場合には、イベント等の主催者に修理若しくは原状回復、又は費用負担を求めるなど、施設の適切な維持管理を行うこと。
- 4 指定管理者が、無料開放施設を専用利用する場合は、基本協定書第23条に定める業務計画書を企業局へ提出し、承認を受けること。なお、業務計画書の提出後に計画変更を行う場合は、イベント等の実施の2ヶ月前までに、変更した業務計画書を企業局へ提出し、承認を受けること。
- 5 指定管理者以外の利用希望者が、無料開放施設を専用利用する場合は、事前に、その内容が3に沿ったものであるか確認し、イベント等が適切に行われるよう指導及び調整等の上、次のとおり、企業局へ届出し、その承認を受けるものとする。
 - ① 指定管理者は、利用希望者から申出があった場合は、イベント等の開催日の3ヶ月前までを目安に必要な事項を記入した別添様式「イベント等の開催申出書」を、指定管理者に提出させること。
 - ② 指定管理者は、提出があった日から2週間以内を目安に、①の様式に、指定管理者の意見を添えて、企業局へ届出すること。
 - ③ 企業局は、②の関係書類が届出された場合、速やかに内容を確認の上、指定管理者に、開催の承認を通知する。なお、通知には、必要に応じて条件を付すことができる。
 - ④ 指定管理者は、③の通知があった場合、利用希望者に、イベント等の時間、場所及び必要な条件等を速やかに通知すること。
- 6 その他、この基準に関し疑義が生じたとき又はこの基準に定めのない事項については、別途協議を行うものとする。

年 月 日

丘の公園指定管理者 殿

申出者住所

ふりがな

氏名 印

生年月日 年 月 日

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
及び生年月日)

イベント等の開催申出書

丘の公園で次のイベント等を開催したいので、調整等をお願いします。

内 容	
場 所	
目 的	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
原 状 回 復 の 方 法	
備 考	
<input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。)	1 このイベント等は、暴力団の利益となるものではありません。 2 このイベント等が暴力団の利益となると認められた場合、承認が取り消されても異存ありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

注1 イベント等の詳細を示す資料を添付すること(例：実施計画書等)。

注2 申出者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。